

告 示

埼玉県告示第三百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、
清算法人太田新井土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次の
とおり届出があった。

令和七年五月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

職 名	氏 名	住 所
監 事	後 藤 敬 子	埼玉県白岡市太田新井千二百二十一番地
同	鈴 木 健 一	同 同 同 千三百三十四番地